平成２３年（フ）第１５９号
千葉県東金市上武射田2283番地
債務者　木島　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８６号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地14―504
債務者　後藤　俊樹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９０号
相模原市緑区若柳163番地４
債務者　青木　健二
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９７号
神奈川県座間市東原５丁目１番13―103号　さがみ野さくら
債務者　山下こずえ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４０３号
相模原市中央区千代田６丁目11番３号　関ハイツ211号
債務者　角田　正夫
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４０９号
相模原市中央区矢部２丁目８番15号　アルベール103
債務者　宮下　涼子（旧姓内木）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１０号
相模原市南区相模台２丁目11番15号　ＣＬＬエクセレンス相模台Ⅱ102
債務者　吉田　和彦
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１９号
相模原市中央区相模原８丁目１番１―506号
債務者　宮田　哉子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１号
京都府舞鶴市字円満寺100番地の７市営住宅132号
債務者　讃井　義雄
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
京都府福知山市前田新町283番地　コーポカヤノⅠ103号
債務者　荒谷　則子（旧姓中屋）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
福岡県行橋市大字下検地184番地１　ふじアパート202号
債務者　大里　恵利
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
熊本県上天草市姫戸町姫浦4948番地21
債務者　平田美智子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第３７９号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地２小禄市営住宅11―702
債務者　牧野　　幸（旧姓仲井間）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９５号
北海道岩見沢市東町１条８丁目932番地10　市営住宅５―３号棟101号室
債務者　藤井みなみ（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第９４号
福島県会津若松市一箕町大字八幡字牛ケ墓202番地の１　グランハイツ飯盛206号室、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字上ノ代4474番地１
債務者　鈴木　雅一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
茨城県土浦市烏山１丁目393番地224
債務者　青山　敏生
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４９号
茨城県石岡市東石岡４丁目１番６号　マジマアパート
債務者　和田栄次郎こと　辛　　福**敎**
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係